



ほじょ犬のことを知ってくださる！

ほじょ犬（身体障害者補助犬）とは、目や耳、手足に障がいのある人の自立と社会参加を補助する犬のことで、「身体障害者補助犬法」に基づき特別な訓練を受け認定されています。社会のマナーを守れることはもちろん、きちんと衛生管理も行われているので清潔です。ほじょ犬の利用に対する理解を深め、体に障がいのある人たちが、ほじょ犬と一緒に、楽しく暮らせる社会をつくりましょう。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

ほじょ犬の種類



盲導犬

目の不自由な人が、街中を安全に歩けるようサポートします。特徴は、ハーネス（胴輪）を付けています。



介助犬

手足や体の一部に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。必要な物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着替えも手伝います。特徴は、「介助犬」と書かれた表示を付けています。



聴導犬

耳の不自由な人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、ファックスの着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。特徴は、「聴導犬」と書かれた表示を付けています。



ほじょ犬に出会ったら

利用者がハーネスや表示を付けたほじょ犬を同伴しているとき、ほじょ犬は「仕事」をしています。仕事中的ほじょ犬に話しかけたり、勝手に触ったりするなどは、ほじょ犬の気を引く行為は控えましょう。また、ほじょ犬に食べ物や水を与えないでください。

いつも一緒に行動します

公共施設をはじめ、バスや電車などの交通機関やスーパー、ホテル、レストランなどいろいろな場所ではほじょ犬を受け入れることが「身体障害者補助犬法」で義務付けられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せず、温かく見守ってください。

ほじょ犬を受け入れる施設の人へ

ほじょ犬の同伴を受け入れるときに、ほかの施設利用者から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れの義務があること、ほじょ犬の行動や健康管理はほじょ犬利用者が責任を持って行っていることを説明し、理解を求めてください。

ほじょ犬は、ほじょ犬利用者の指示に従い待機することができ、特別な準備や設備は必要ありません。ただし、立ち入りのできない場所がある場合は、ほじょ犬利用者にきちんと説明してください。



ほじょ犬ユーザーの



声 レイクはベストパートナー

米盛 晃さん（高城町・35歳）



九州初の介助犬「レイク」がパートナーとなって2年余り。この間レイクは介助犬として物を持ってきたり、車いすから誤って落ちたときに周囲の人に知らせたりするなど、私と家族にとって掛け替えのない存在になりました。

レイクに介助をしてもらうようになった当初と比べると、公共施設などで興味本位で触ってくる人は少なくなりました。レイクが介助の仕事に集中するためにも、不用意に声掛けせずに、私たちを温かく見守ってください。

国民健康保険税

納め忘れはありませんか？



国民健康保険（国保）制度は、加入者の皆さんがお金を出し合って、病気やけがをした人の医療費に充てる、助け合いの制度です。国民健康保険税（国保税）の未納が増えると国保の健全な運営に支障を来し、国保税率の上昇の要因の一つにもなりますので、必ず納付期限までに納めましょう。

納税義務者は世帯主です

国保税を納める人は各世帯の世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合（職場の社会保険や共済組合加入者など）でも、同じ世帯に国保加入者がいるときは、その世帯主に国保税が課税されます。

国保税が未納になったら

国保税が未納になると、納期限を過ぎてから20日以内に督促状を発送します。その後も納付されない場合は催告状を発送し、未納期間によって延滞金が増算されます。それでも納めない場合には、財産などの差し押さえ（滞納処分）を受けることになります。

国保税を納めるのが困難なときは

病気や失業などで生活が困難となり、通知された金額を納付期限内に納付することが難しい場合は、事情に応じて分割して納めるなどの解決方法を一緒に考えます。相談は随時受け付けていますので、早めに相談ください。

なお、毎月第

3木曜日は相談窓口を午後8時まで延長して受け付けています。



国保税の未納が続いた場合は

前の年度以前に国保税の未納がある場合には、通常の国保被保険者証の交付ができなくなり、短期被保険者証または被保険者資格証明書が交付されます。

短期被保険者証とは？

通常の国保被保険者証より有効期限が短い被保険者証で、前の年度以前に国保税の未納がある場合に交付されます。

被保険者資格証明書とは？

特別な理由もなく1年以上未納の状態が続いた場合に、交付される証明書で国保の被保険者であることを証明します。この資格証明書が交付されると、医療機関で診療を受ける際には、診療費用の全額をいったん自己負担することになります。

健康保険は自動的に切り替わりません

職場の社会保険や共済組合などをやめて国保に加入する場合は、自動的に切り替わりませんので必ず届け出を行ってください。

加入の届け出が遅れた場合にも、職場の社会保険や共済組合などの加入資格がなくなった日にさかのぼって国保に加入することになり、国保税もその日を基に課税されることになります。

また、新しくほかの健康保険に加入した場合も脱退の手続きが必要となります。届け出が遅れた場合は、国保税を課税されたままになります。健康保険は、職場の社会保険や共済組合などが優先され、そのまま資格の無い国保の被保険者証を使用した場合は、後日診療費用を請求されますので注意してください。

国保の加入・脱退の届け出

次の要件に該当するときは、必ず14日以内に届け出てください。

加入するとき

- 1 ほかの市町村から転入してき たとき
- 2 職場の健康保険などをやめたとき
- 3 健康保険や共済組合加入者などの被扶養者でなくなったとき
- 4 子どもが生まれたとき
- 5 生活保護を受けなくなったとき

脱退するとき

- 1 ほかの市町村に転出するとき
- 2 職場の社会保険や共済組合などに加入したとき
- 3 社会保険や共済組合加入者などの被扶養者になったとき
- 4 被保険者が死亡したとき
- 5 生活保護を受けるようになったとき

問い合わせ

保険年金課

- （国保加入・国保税について）
国保担当 ☎ 23-12642
- （国保税の納付について）
収納担当 ☎ 23-17144

お宅の

ワンちゃん

ニャンちゃん

は大丈夫？

周りの人に迷惑を掛けていませんか？



私たちの生活に潤いと癒しを与えてくれるペット。しかし、その飼いや接し方を誤ると地域や近所の人に迷惑を掛けてしまい、思わぬトラブルになることも。この機会にペットを飼うためのルールやマナーについて確認し、快適なペットライフにつなげましょう。

◎問い合わせ

環境政策課 ☎23-2130
都城保健所 ☎23-4504

犬を飼うには登録と狂犬病予防注射が義務付けられています

犬が人への感染源となる狂犬病。感染すると人も犬も死に至る恐ろしい病気です。病気の感染を防ぐ上でも、愛犬の一生に1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。

犬を飼う時のルールやマナー



愛犬と触れ合うひとときは、ついつい甘やかしてしまいがちです。普段、ほえないから、また周囲に人がいないからといって、犬を放したり、ふんの処理を怠ったりしていませんか。そのほかにも次のことに注意しましょう。

- 狂犬病予防注射済票（迷子札）を付ける
- いなくなったら保健所にすぐ連絡する（たずね台帳があります）

猫を飼う時のルールやマナー



猫を放し飼いにすると、その行動を把握することは困難です。飼い猫が隣家の庭にふんをしたり、繁殖期の鳴き声で近所に迷惑を掛けたりするので、次のことに注意しましょう。

- 屋内で飼う
交通事故や病気の感染から守ることができません
- 屋外で猫に餌を与えない
屋外に置いたままの餌やりは不衛生です。また、野良猫がいくつか原因となります
- 迷子札をつける
首輪が必要になりますが、愛情の証しです

共通するルールやマナー

- これらのほかに、衛生管理や野良犬、野良猫を増やさないためにも、次のことを心掛けましょう。
- 繁殖させる予定がなければ、不妊・去勢手術を受けさせる
- 病気の予防や、性格を穏やかにする効果もあります
- 餌は口移しでやらない
- 触った後は手を洗う



担当者に聞きました 都城保健所 沖田明子さん



都城保健所では、愛犬と良好な関係が築けるよう、犬のしつけ方教室を随時、開催しています。飼い主は最後まで飼う責任があります。止むを得ない理由で飼えなくなった時は、まず、自分で新しい飼い主を捜してください。保健所での引き取り（有料）は、あくまでも最終手段です。

また、周囲の人から苦情を言われて対処方法が分からないときも、保健所に相談してください。

都城保健所

犬のしつけ方教室

- 日時 11月12日(土)・19日(土) 10時～12時
- 場所 都城保健所
- 対象 2日とも受講可能な人
- 登録・狂犬病予防注射を済ませた生後3カ月から12カ月ぐらいまでの犬を優先
- 申込方法 11月10日(木)までに都城保健所へ電話で申し込んでください ☎23-4504

悪質滞納は許しません!! (差し押さえ強化中)

市民の皆さんの納税に対する不公平感を払しょくするためには、悪質な滞納を許さずに、税の確実な徴収を行うことが必要不可欠です。そのために市では、差し押さえを強化し徴収率の向上を目指しています。

◎問い合わせ

納税課 23-2126
 保険年金課 23-7144

【納付期限を過ぎると】

税金を滞納した場合、納税の公平性を保つため、滞納している人の財産調査を行い、財産を差し押さえて税金に充てる滞納処分を行います。平成22年度は預金940件、給与416件、不動産51件、生命保険51件、所得税還付金18件、年金5件、家賃4件、その他3件、計1,488件の滞納処分を実施しました。

【延滞金は14・6パーセント】

税金を納期限までに納めなかった場合は、本税のほか延滞金がかかります。納期限までに納めた人との公平を図るため、延滞金は必ず納める必要があります。延滞金は滞納税額に対して年14・6割の割合で加算されます。

【納税に関する相談を実施中】

病気や失業など、やむを得ない理由で納付が困難な人のために、納税相談を随時受けつけています。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、市税は納税課、国民健康保険税は保険年金課へ連絡してください。なお、毎月第3木曜日は、午後8時まで相談を受け付けています。

【納税お知らせセンターによる電話催告】

昨年開設した納税お知らせセンターでは、市税などについて、納付期限を過ぎても納付が確認できない人に、電話で早期の納付をお願いしています。

夜間や忙しい時間帯に連絡したり、納付済みの行き違いが生じたりの場合があります。あらかじめ了承ください。

【振り込め詐欺にご注意を】

納税お知らせセンターが口座を指定して振り込みを求めたり、ATMの操作を指示したりするようなことは絶対にありません。職員を装った振り込め詐欺には十分注意ください。



【滞納処分までの流れ】

- 納税通知書発送
 - 督促・催告
 - 財産調査
 - 滞納処分（財産の差し押さえ）
 - 換価処分
- 督促状発送から10日以内に完納にならない場合は、滞納処分の対象となり、財産の差し押さえを執行します
- 換価処分は原則即時に換価し、不動産については公売によって換価して税に充当します



軽自動車差し押さえ中（タイヤロック）

ALIT を紹介します！

市内の全ての小中学校で生きた英語を指導するALIT（外国語指導助手）。ALITは、外国語教育の充実を図り、また、学校現場での国際交流の進展を目的とした語学指導などを行う外国人青年です。英語の指導助手として活躍している6人のALITを紹介します。

◎問い合わせ 学校教育課 ☎23-9544



ロバート・ブライアン・ワシックさん

- 出身 アメリカ
- 勤務年数 3年
- 趣味 スノーボード、ドライブ

日本に来てこの3年間、日本のさまざまな美しい場所を見ることができました。旅行から都城に帰ると、いつもうれしく思います。今年もこの穏やかな街をもっと詳しく知りたいです。いつも温かく歓迎されているように感じ、皆さんに感謝しています。



デレック・ライトさん

- 出身 アメリカ
- 勤務年数 1年
- 趣味 スキューバダイビング、サッカー

明るく元気な都城の子どもたちと、今年も楽しく英語の学習をしていきたいと思っています。

英語を通じて、子どもたちにたくさんのスマイルをプレゼントしたいです。

今年もいろんな都城のイベントに参加しま〜す♪



アレクザンダー・ピーターソンさん

- 出身 アメリカ
- 勤務年数 2年
- 趣味 三味線、サッカー、テレビゲーム

この2年間は学校を回って子どもたちに英語を教えるという本当に楽しい毎日を過ごしています。

今後は、アメリカ文化のビデオを教材にするなど、子どもたちにもっと英語を学びたいと思ってもらえるように頑張ります。



ジェームス・シムウェルさん

- 出身 イギリス
- 勤務年数 9カ月
- 趣味 トランペット、歴史探究、料理

勤務して9カ月がたちますが、とても充実していて、あっという間に過ぎていきました。10校を回り、たくさんの先生や子どもたちと出会いました。学校では習字や田植えなどにも挑戦しました。毎日の通勤路は、景色がとてもきれいで気に入っています。



ジョナサン・バーネットさん

- 出身 イギリス
- 勤務年数 2年
- 趣味 サッカー、ラグビー、クリケット

現在、中学校を9校回っていますが、ほぼ毎日違う学校に行くので、新鮮な気持ちで授業に臨むことができます。

学校では生徒たちが意欲的に活動する姿をよく目にします。都城は自然にも恵まれていて、とても気に入っています。



ヴィノド・クマールさん

- 出身 カナダ
- 勤務年数 1年6カ月
- 趣味 ゴルフ、サーフィン、バーベキュー

学校ではいろいろな取り組みがあるので、一緒に学んで成長できます。子どもたちが楽しく英語に触れるように、いろいろと工夫を凝らす毎日です。

都城は自然が素晴らしく、とても住みやすいところだと思っています。



市の面積の約55%を占める森林は豊かな水を育み、空気を浄化し、土砂災害を防ぐなど、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらしてくれます。また、森林は林業から住宅産業に至るまで幅広い雇用を生む大切な資源です。今回は森林資源を活用した都城の林業と、森林を守り育てる活動の取り組みについて紹介します。

◎問い合わせ

森林保全課 ☎23-12152

3つの市場を持つ林業地帯

県内のスギの生産量は全国2位で、そのうち約23%を都城産が占めています。このほかにもヒノキやケヤキ、クスなど、建材や家具材に用いるいろいろな原木が生産されています。こうした原木の市場が市内には3カ所あり、年間30万立方メートルを超える原木が取り引きされています。また、森林資源に恵まれた都城北諸地域には、木材加工や家具製造などの関連企業も集積されていて、安定した原木の供給はさまざまな産業を支えています。



環境に配慮した木材の乾燥

建材を安定供給するには木材の乾燥を機械で行う必要があります。木くずなどを再利用したバイオマスボイラーを設置している工場もあり、低炭素社会への取り組みも進んでいます。



また、製材の済んだ木材の中にはプレカット工場でさらに加工され、付加価値を付けて出荷されるものもあります。その量は年間約800棟に相当。こうした取り組みは、建築工期の短縮やコストダウンに大きく貢献しています。

管理に困っている人は相談を

安い外国産の輸入材に押され国内産の需要が減り、本市の林業従事者も年々減ってきています。その結果、山の手入れができずに、荒れた山林が見受けられます。都城森林組合では、経営や作業に関する相談も行っていますので、問伐をどうしたらよいかなど、困っている人は相談してください。

◎問い合わせ 都城森林組合

☎23-8787

広がる森林づくりの輪

森林は雨水を蓄え洪水などを和らげたり、土砂災害を防いだりと、私たちの暮らしに深く関わっています。また、地球の温暖化防止にも重要な役割を果たしています。こうした森林本来の機能を守るために、市ではふるさと納税制度による「ふるさと応援寄付」の一部を活用し、市有林に針葉樹や広葉樹の植林を行い緑化を進めています。

また、伐採後の国有林を活用したどんぐりの森づくりに取り組むNPO法人や緑化推進に取り組む企業も増えるなど、森林づくりの輪は広がりをを見せています。

さらに、「緑の募金」に協力することも森林づくりの応援につながります。皆さんも森林づくり活動にぜひ参加してみてください。

※NPO法人どんぐり1000年の森をつくる会による植樹活動



※金御岳紅葉の森づくり植樹祭